高知県労働組合連合会の「雇用の確保、入札制度の見直し、公契約の制定に関する申し入れ」 (2011年9月9日付け)に対する回答

(1) 若者雇用等の抜本的改善策について

- ① 県が音頭を取り、個別労働問題を取り扱う県労働委員会、高知労働局、高知地方裁判 所、労働団体、経営者団体の意見交換の場を設けてください。
- ② 特に、アルバイトをする学生向けの簡易なリーフレットの作成、講習の開催を検討してください。
- ③ 高知労働局に働きかけ、ハローワーク若者相談コーナーと併設でジョブカフェを須崎市、安芸市にも設置することを検討してください。

定期的にモニタリングを行い、若者の気持ちに沿った内容となるよう相談内容や体制 の改善を図ってください。

④ また、安芸、須崎、四万十市の各ハローワーク管内での合同面接会の開催などを積極的に進めてください。

また、それらの管内の労働者が、高知市内の事業所の面接を受ける場合、交通費、宿泊費の補助を行うことを検討してください。

県内企業の事業内容や魅力、仕事の内容を紹介するパンフレットを作成し、ハローワークや高校で活用することを検討してください。

- ⑤ 安心して求職活動ができるよう、労働局等と連携して国の第2のセーフティーネット (住宅手当、総合支援金貸付、訓練・生活支援金給付、つなぎ資金貸し付け等)の制度 紹介を徹底し、活用を促進してください。
- ⑥ 企業独自の非正規から正規への登用制度の確立を促してください。

(回答:雇用労働政策課)

- ① 県では、広く県民の皆さんから、雇用や、職業訓練、労働相談など幅広い相談を受け 付けたものを課内で対応し、事案によっては、それぞれの専門機関を紹介しています。
- ② 平成22年度に厚生労働省が就職を控えた学生、若者向けのわかりやすい労働法のハンドブックとして、「知って役立つ労働法」という冊子を作成しており、インターネットやジョブカフェこうちを利用する方に活用してもらいたい。

また、労働基準監督署では、「知って役立つ労働法」を活用し学校現場に出向く出前事業を実施しています。

③ ジョブカフェこうちでは、若者の就業意識の向上を図るとともに、雇用におけるミスマッチを解消し、円滑な就職を促進するため、併設のハローワーク高知・若者相談コーナーと連携して、職業相談から職業紹介までワンストップで支援をしています。

平成21年4月には、ジョブカフェこうち幡多サテライトを四万十市に新設しましたが、その他の地域へのサテライトの新設は今のところ考えておりません。

④ 労働局、ハローワーク、市町村と連携して、平成24年1月~2月に安芸、須崎、四万十の各ハローワーク管内において地域での就職面接会を開催する予定です。

県内企業の事業内容や魅力、仕事内容を紹介するため、県の委託事業で「まなともネ

ット」というキャリア教育を推進するホームページを作成するとともに、この中でも県内企業の紹介をしており、学校の先生方や生徒に活用していただく取組を行っています。

⑤ 住宅手当、訓練・生活支援金給付等の各種支援制度は、「第二のセーフティネット 支援ガイド」としてまとめられ、県内ハローワークなどの各窓口で案内されています。

また、本年度からは、地域ごとにハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労自立支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施するとともに、「ハローワーク住居・生活相談会」を定期的に開催することなどにより、第二のセーフティネット支援施策の周知・利用促進を図ることとしています。

⑥ 国の制度ではありますが、若年者等正規雇用化特別奨励金や、トライアル雇用奨励金 が設けられていますので、その周知に取組んでまいります。

(2) 高齢者雇用の改善策について

- ① 高齢者、失業者などを結集し自主的に雇用創出を行っている、社会的企業の積極的活用を図ってください。
- ② 雇用確保が大変な中高年齢者に対して厚労省が認めた高安法 5 条、40 条の「その他関係者」としての高知県高齢者雇用福祉事業団・(企)高知中高年事業団・NPO こうち高齢者福祉事業団・(財)ソーシャルサービス協会高知事業所等の非営利で自主的に中高年の就労促進を行っている団体に対し随意契約で仕事を発注してください。

(回答:雇用労働政策課)

- ① 高齢者、失業者などを結集し自主的に雇用創出を行っている、社会的企業に対しましては、制度の範囲内で活用を図りたいと考えています。
- ② 随意契約で仕事を発注するには、「地方自治法施行令第167条2第1項2号、3号を 適用」することが必要ですが、このことについては、以前から回答しているとおり困難 です。

(3)働く場の確保について

- ① 「ふるさと雇用再生特別基金事業」(ふるさと事業)、「緊急雇用創出臨時特例基金事業」(緊急雇用事業)を2012年以降も充実して継続するよう国に働きかけてください。
- ② 両事業の雇用創出情況を若者、中高年別に明らかにしてください。 そこではたらく労働者の労働条件が適切な水準になるよう実態把握を行い、事業者への指導、入札制度の改善などを行ってください。
- ③ 農林水産業分野の雇用促進に努めてください。また、県教委と連携して高校生を対象と した体験セミナー等の開催を行ってください。
- ④ 労働局と連携し、「緊急人材育成支援事業」なども活用し、介護部門への就労を進めてく ださい。
- ⑤ 産業振興計画の推進に当たっては、良質な雇用を創造する視点も重視して進めてください。

(回答:雇用労働政策課)

① 「ふるさと事業」については、雇用創造の取組みは、地方の自助努力だけでは実現が 難しいため、国に対して活用期間の延長を要望しております。

また、ポスト「ふるさと事業」として、離職者対策の視点に加え、地域の資源を活か した雇用創出と産業振興を図る視点から初期の負担軽減を支援する仕組みづくりを要望 しております。

「緊急雇用事業」は、国で2013年度末までの事業期間の延長が検討されており、国の3次補正で交付金の追加についても審議されていますが、更なる交付金の拡充や雇用期間(原則1年以内)についての要件緩和などを要望していきたいと考えています。

- ② 基金事業の実施要領には「人件費等の経費は、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする」と定めておりますので、各事業の実施者は人件費を適切な水準に設定しているものと考えています。
- ③ 農林水産業分野への就業については、将来の農林水産業の担い手として期待される高校生が、仕事として農林水産業の魅力を知っていただくためにも、体験セミナーは有効であると考えています。

本年度より、ジョブカフェこうちにおいて、若年求職者や学生を対象として農業と林業の体験セミナーを各2回実施しており、高校生の参加もみられました。

さらに、県教委では、生徒が先進農家及び企業等において農林業体験を行う農林業インターンシップ事業を実施しており、こうした分野での取組も行っています。

④ 介護・福祉産業は高齢化が進む本県では、今後とも成長が見込まれ、高い雇用吸収力と 関係の資格を取得することにより早期就労が期待できるため、ヘルパー2級の資格取得 を目指す公共職業訓練を平成21年度から実施しております。本年度は訓練効果をより高 めるための実習付のコースも設定するなど、大幅に増加し、365名の方の訓練を計画して おります。

来年度におきましても、介護福祉士の養成コースを設定するなど、「求職者支援制度」 による訓練と連携して、介護福祉分野における公共職業訓練を充実していきます。

⑤ 「産業振興計画」の下で、国の雇用対策基金などを活用しながら事業を推進し、短期 の雇用を含めてできる限りの雇用創出を優先して実施しております。

(4) 官製ワーキングプアをなくすための施策について

1) 自治体職場における非正規雇用の改善について

各自治体と協議して以下の措置を講じてください。

- ① 自治体職場における非正規職員の全県下的な実態調査を行ってください。 その上で、官製ワーキングプアをなくすため、正規職員との賃金、労働条件の均等待遇実 現へ向けた実施計画を策定してください。
- ② 非正規職員の労働保険、各種社会保険への全員加入を直ちに行ってください。 特に、雇用保険への加入手続きの漏れがないようにしてください。
- ③ 非正規職員の正規職員への転換措置を法的問題含め検討し、整理してください。

2)公共事業関連で働く労働者に適正な賃金、労働条件を確保するための入札制度の改善、公契約条例の制定について

各自治体と協議して以下の措置を講じてください。

- ① 総合評価方式の導入・実施を進めるため、マニュアルの作成等を行ってください。 技術力だけではなく、労働法規を初め各種の法令遵守、労働条件の維持・向上、若者や 高齢者の雇用確保、地域貢献度(雇用の安定確保、地元資材調達など)を評価基準に盛り 込んでください。
- ② 最低制限価格の設定、低入札制度の導入などで公共工事でのダンピング受注を防止ししてください。また、それを労働者の賃金改善につなげるため、実態把握を進め、改善指導を行ってください。それを可能にする契約内容の改善を行ってください。

この措置を印刷関係など公共調達全体に拡大してください。

③ 受注業者(その下請け等を含む)に積算の労務費単価を示し、適正賃金の基準として 取り扱うよう文書で示してください。

労働者の賃金、労働条件、労働諸法の遵守状況、各種保険、建設業退職金共済制度への加入状況の報告を文書で求めることができるよう契約内容の改善を行ってください。

- ④ 落札業者による再委託(まる投げ)を防止するための措置を厳に取ってください。
- ⑤ 入札の結果、受注業者が変更になった場合にも、労働者の雇用や賃金が脅かされることがないよう業者に努力義務を課せるよう契約内容の改善を行ってください。
- ⑥ 指定管理の業務の質や安全性が担保できるよう契約内容の改善を行ってください。
- ⑦ 公契約を統括する担当部署を設けてください。
- ⑧ ILO94条約(公契約における労働条項に関する条約)の趣旨にもとづき、公的関連 事業で働く労働者の公正な賃金・労働条件の確保のために、賃金等確保条例(公契約条例) を制定してください。

(回答:行政管理課・市町村振興課)

1)① 県(知事部局)では、臨時的任用職員の賃金、非常勤職員の報酬ともに、勤務時間をもとにした時間単価では、高校を卒業して入庁1年目の行政職の職員の給料の時間単価よりも高く設定しています。

現在の勤務条件については、特に問題があるとは考えていませんし、申し入れいただいた実施計画についても現在のところ策定する予定はありません。

なお、各市町村における臨時的任用職員や非常勤職員の任用等については、それぞれ の市町村の判断で対応していただくべきものと考えています。

- 1)② 県(知事部局)においては、臨時的任用職員及び非常勤職員ともに、任用に当たっては、その制度に則って、労働保険及び社会保険に加入しています。
 - なお、市町村など各自治体においては、それぞれの判断で、対応していただくべき ものと考えています。
- 1)③ 地方公務員法では、職員の採用は、競争試験又は選考によることとされており、これらの職員を優先的に正規職員に採用することは、困難です。

このことは、市町村など各自治体においても同様の考え方によっているものと思われます。

(回答:建設管理課)

2)① 総合評価方式における企業評価は、工事の品質確保の観点から技術力の評価が中心であるべきだと考えていますが、地域に貢献する企業としての活動を評価することも重要と考えており、「地域ボランティアの有無」や「消防団への加入状況」などを地域貢献の評価項目としています。また、雇用の確保は企業評価の重要な要素だと考えていますので、企業の格付けを行う際の評価(入札参加資格審査における地域点数)には、「障害者雇用」や「従事職員数」などとともに、「県産品の使用」についても組み入れています。

なお、労働関係法をはじめとする法令の遵守に関しては、契約書及び共通仕様書でその遵守を定めており、契約の当然の前提条件としています。また、総合評価方式の導入・実施を進めるため、国において地方公共団体向けの総合評価実施マニュアルが策定されており、本県においても市町村総合評価方式取扱要綱例などをお示ししています。

2)② 県から受注した工事の品質が確保でき、かつ、受注者に無理を強いることのない合理的な価格の最低水準として、低入札価格調査制度における調査基準価格や最低制限価格を設定しており、これまで数度にわたって調査基準価格及び最低制限価格の引上げを行うなどダンピング受注の防止対策を実施しています。

また、事業所における労働者の賃金や労働条件などについては、高知労働局において、労働諸法に基づき、調査・指導する定期監督が毎年計画的に行われていると承知しています。

県としましては、今後とも高知労働局による調査結果なども踏まえ、労働諸法の遵 守はもちろんのこと、労働者の賃金確保について、さまざまな機会をとらえて要請す るなど、適切に対応してまいります。

(回答:総務事務センター)

2)② 最低制限価格につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により 「契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるとき」に設定で きることとなっております。

現在、県では印刷物製造請負に係る入札について、最低制限価格を設定しておりませんが、契約内容に適合した履行の確保は行われておりますので、地方自治法施行令の要件には該当していないと考えております。

なお、県では雇用の場や就業機会の確保、地域の振興につなげることを目指して、県 内業者への優先発注に努めておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

(回答:建設管理課)

2)③ 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下 請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するもので はありませんので、受注者等に対して公共工事設計労務単価を適正賃金の基準として取 り扱うよう、文書で示すことは考えていません。

また、労働者の賃金、労働条件等に関して何らかの問題が明らかになった場合などには、必要な調査は行いますが、受注者に文書で報告を義務付けることは考えていません。 ただ、労働法令の遵守はもちろんのこと、各種保険への加入等は適切な労働条件を実現する上で重要なことと考えていますので、業界に対しても、引き続き機会をとらえ要請していきたいと考えています。

2)④ 公共事業発注においては、業務のいわゆる「まる投げ」は禁じており、仮にそうした行為が明らかになった場合には、契約を解除する取扱いとしています。

(回答:会計管理課)

2)④ 県が発注する委託事業においては、契約書の標準書式において、県からあらかじめ 承諾を得た場合を除き、業務の全部又は一部を再委託することを禁止しています。

なお、県が再委託の承諾を与える場合においては、事前に、再委託する業務の内容、 相手方、契約予定金額などを確認することとしています。

(回答:建設管理課)

2)⑤ 公共事業発注においては、一つの業務について受注業者が変更になることは、契約 解除の場合を除いてありません。

契約解除の場合には、その業務のうち、履行されていない部分について発注し直す ことになりますが、これは全く別の発注となることから、受注業者に対して属人的な 雇用や賃金の義務付けをすることはできません。

(回答:行政管理課)

2)⑥ 公の施設の管理運営に関し、指定管理者と締結する協定書においては、労働関係法令を含めた法令の遵守義務を明確に定めることとしています。

業務が協定書に沿って適正に履行されるよう、県としても管理運営状況の点検と評価を行いながら、利用者サービスの向上に取り組んでいきます。

2) ⑦ 県では、公共工事に関する入札・契約制度は土木部建設管理課が所管しており、その他の入札・契約制度は会計管理局会計管理課が所管しています。

(回答:会計管理課)

2) ⑧ 我が国においては、労働基準法や最低賃金法など、労働関係の法律により最低労働 基準が定められており、個々の労働条件は、労働者の能力や技術などにより、労働者 と使用者との間での契約で決定されますので、そのうえさらに、県が条例で何らかの 義務付けをすることは、なじまないと考えています。 (5) 雇用の破壊につながるTPP (環太平洋経済連携協定)参加に反対してください。

(回答:雇用労働政策課)

TPPについては、それぞれの分野にどういう影響が出るのかわからない状況にあるため、県として「アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議までの短期間で結論を出すことは拙速で、賛成できない」とする緊急提言を、10月31日に民主党や農林水産省に対し行っております。